

# ○山梨県警察鉄道警察隊の運営に関する訓令

〔昭和62年4月1日〕  
本部訓令第4号

〔沿革〕 平成3年3月本部訓令第7号 平成4年7月本部訓令第12号  
平成5年3月本部訓令第8号 平成6年10月本部訓令第19号

## 目次

- 第1章 総則（第1条－第4条）
- 第2章 運営（第5条－第16条）
- 第3章 事件等の処理範囲（第17条）
- 第4章 指揮監督（第18条－第20条）
- 第5章 連絡協調（第21条－第23条）
- 第6章 補則（第24条）

## 附則

### 第1章 総則

#### （目的）

第1条 この訓令は、山梨県警察の組織等に関する規則（昭和42年山梨県公安委員会規則第1号）第38条の規定に基づき山梨県警察鉄道警察隊（以下「鉄道警察隊」という。）の設置、任務、勤務方法、活動等について必要な事項を定め、もつてその効率的な運営を図ることを目的とする。

#### （準拠）

第2条 鉄道警察隊の運営については、鉄道警察隊の運営に関する規則（昭和62年国家公安委員会規則第3号）に定めるもののほか、この訓令の定めるところによる。

#### （編成及び活動区域）

第3条 鉄道警察隊の編成は、別表第1のとおりとする。

- 2 鉄道警察隊に本隊及び分駐隊を置き、その名称、位置及び活動区域は、別表第2のとおりとする。  
ただし、列車への警乗（以下「警乗」という。）については、警察法第66条第1項の規定により関係都県警察と協議した区間とする。

#### （任務及び事務）

第4条 鉄道警察隊は、鉄道施設において、個人の生命、身体及び財産を保護し、犯罪の予防及び検

挙、事故の防止その他鉄道に係る公共の安全と秩序の維持に当たることを任務とする。

2 鉄道警察隊は、前項の任務を遂行するため、次に掲げる事務をつかさどるものとする。

- (1) 鉄道施設における警らに関すること。
- (2) 線路、運転保安設備その他重要な鉄道施設の警戒警備の実施に関すること。
- (3) 鉄道施設における雑踏警備の実施に関すること。
- (4) 警乗の実施に関すること。
- (5) 列車による現金その他物品の輸送の警備の実施に関すること。
- (6) 列車による危険物の輸送の取締りの実施に関すること。
- (7) 鉄道事故における人命の救助及び鉄道事故の防止に関すること。
- (8) 鉄道事業者その他関係団体、機関等（以下「鉄道事業者等」という。）との連絡に関すること
- (9) 鉄道に関する統計に関すること。

## 第2章 運営

（勤務等）

第5条 鉄道警察隊の職員（以下「隊員」という。）の勤務制及び勤務時間は、交替制によるものとし、交替制勤務ごとに、指揮者及び通信員を置くものとする。

2 生活安全部地域課長（以下「地域課長」という。）は、前項の規定にかかわらず、鉄道施設における事件、事故等の発生状況を勘案して、隊員の勤務を日勤制にすることができる。

3 地域課長は、毎月末までに翌月分の勤務計画を鉄道警察隊長（以下「隊長」という。）及び隊員に指定するとともに本部長に報告しなければならない。

4 隊長は、勤務計画に基づき毎日の勤務員の中から通信要員を指定しなければならない。

（鉄道警察隊勤務の勤務方法及びおおむねの勤務時間）

第6条 鉄道警察隊の勤務日別等の基準は、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定めるとおりとする。

勤務日別	勤務方法及び勤務方法ごとの勤務時間の基準		
当番日	立番	おおむね	2時間
	在所	おおむね	4時間
	警戒警備又は警乗	おおむね	6時間
	警ら	おおむね	4時間
日勤日	立番	おおむね	1時間
	在所	おおむね	2時間

	警戒警備又は警乗	おおむね	5時間
備考	<p>警らは、徒歩又は鉄道警察用無線自動車により行うものとし、その勤務時間の割り振りは、勤務員数、治安情勢等を勘案して、当該事務を所掌する地域課長の指定するところによる。</p>		

(引継ぎ)

第7条 交替制勤務の隊員は、勤務交替に当たっては、小隊長以上の幹部の立ち会いを得て次の各号に掲げる事項を別に定める引継簿により引継ぐものとする。

- (1) 諸願届等で処理を必要とする事項
- (2) 犯罪及び事故（手配を含む。）の概要
- (3) 幹部からの指示連絡事項
- (4) その他

(活動日誌等)

第8条 鉄道警察隊に鉄道警察隊活動日誌を備え、勤務状況及び取扱った事案等を記録しておくものとする。

2 隊員（副隊長、小隊長を除く。）は、勤務日誌、活動実績表を勤務の都度作成するとともに、毎月5日までに前月分の活動実績表を隊長に提出するものとする。

(報告)

第9条 隊長は、毎月10日までに前月中における隊の活動状況を地域課長を経て、本部長に報告するものとする。

(標章の着装)

第10条 隊長及び隊員は、制服を着用したときは、警察庁長官の定める標章を左襟に着装しなければならない。

(制服着用の例外)

第11条 規則第6条の2第2項の規定により、私服を着用する場合の基準は、山梨県警察官の服制および服装に関する訓令（昭和45年山梨県警察本部訓令第6号）の定めるところによる。

(資料の整備)

第12条 隊長及び隊員は、鉄道施設、鉄道運輸等に関する資料その他鉄道警察隊の事務に必要な資料を常に活用することができるように整備しておかななければならない。

(運営上の留意事項)

第13条 隊長は、鉄道警察隊の運営に当たっては、他の警察部門及び警察署と緊密な連携をとり、その組織的機能を十分に発揮させるように努めなければならない。

(会議)

第14条 隊長は、鉄道警察隊の効果的運営を図るため、毎月1回以上全体会議及び幹部会議を開催するものとする。

2 前項の会議を開催したときは、会議結果を会議録に記載するものとする。

(勤務上の留意事項)

第15条 隊員は、警ら、警戒警備、警乗等を行うに当たっては、職務質問を行う等により犯罪の予防及び検挙に努めるとともに、危害の防止、公衆に対する保護、助言及び指導、踏切等における交通の指導取締り、少年の補導等を行うほか、次の各号に掲げる事項に留意しなければならない。

- (1) 鉄道に関する知識及び関係法令の研究に努め、事件、事故等の処理能力の向上を図ること。
- (2) 駅その他の鉄道施設の状況、事件、事故の発生状況等について、活動区域内の実態把握に努めること。
- (3) 事件、事故の処理に当たっては、鉄道施設、列車等の特殊性を理解し、誘発事故及び受傷事故の防止に努めること。
- (4) 服装、言葉遣い、態度等に十分留意し、一般旅客等との良好な公衆接遇の保持に努めること。

(緊急手配等の措置)

第16条 隊員は、緊急配備その他の手配を認知したときは、積極的に駅頭その他の鉄道施設内において検索等の活動を行い、被疑者等の発見及び検挙に努めなければならない。

第3章 事件等の処理範囲

(事件等の処理基準)

第17条 鉄道警察隊は、事件又は事故等については、犯人の逮捕、危険の防止、現場保存等現場における初動的な措置を行った後、その処理を関係警察署に引継ぐものとする。

2 前項の場合において、鉄道警察隊が処理する事件又は事故の範囲は、別表第3に定めるところによる。

3 地域課長は、事件又は事故の処理に当たり、前項の規定によりがたい特別の事情があるときは、その処理について当該事件又は事故を主管する警察本部の所属の長と協議するものとする。

第4章 指揮監督

(地域課長の職務)

第18条 地域課長は、隊長に対し、鉄道警察隊の効果的かつ計画的な運営を図るため必要な指揮を行うものとする。

(隊長の職務)

第19条 隊長は、地域課長の指揮を受け、鉄道運輸の実態、鉄道施設における事件、事故等の発生状況等に即して鉄道警察隊を計画的に運営するとともに、隊員の配置及び運用、指揮監督並びに指導教養を適切に行うものとする。

(指揮監督及び指導教養上の留意事項)

第20条 隊長は、隊員の指揮監督及び指導教養に当たっては、その勤務の実態を的確に掌握し、能力、個性等に応じて具体的にこれを行うとともに、常にその結果を確認するほか、鉄道施設、鉄道運輸等に関する知識その他鉄道警察隊の事務に必要な専門的な知識及び技能を習得させるように努めなければならない。

2 隊長は、隊員の評価に当たっては、隊員が行うべき活動の全般について、総合的に判断し、これを行うように努めなければならない。

## 第5章 連絡協調

(鉄道事業者等との連携)

第21条 隊長は、鉄道事業者等との間において緊密な連絡を保ち、鉄道に係る公安の維持を図るため必要な鉄道施設及び鉄道運輸の実態の把握に努めるとともに、鉄道事業者等に対し、鉄道に係る公安の維持を図るため必要な措置を講ずるよう要請するものとする。

2 隊長は、鉄道事業者等との間において事件、事故等の発生時における相互の連絡方法及び相互に連携して執るべき初動措置等について定めておくものとする。

(関係都県警察との連携)

第22条 本部長は、関係都県警察との間において、事件、事故等の発生時における相互の連絡及び協力の方法、警乗を行う警察官に対する便宜供与その他相互の連携に関し必要な事項について定めておくものとする。

2 本部長は、2以上の都県警察の管轄区域にわたる鉄道警察隊に係る事務の処理の適正を図るため、鉄道警察隊副隊長を連絡主任者とし、関係都県警察と常に緊密な連絡を保たなければならない。

(沿線警察署との連携)

第23条 隊長は、沿線警察署と密接な連携の下に鉄道に係る公安の維持に当たるものとする。

2 沿線警察署長は、次に掲げる事件事故を認知した場合は、別紙様式1「鉄道施設内事件事故等通報書」によりその都度地域課長に通報しなければならない。

- (1) 列車の衝突、脱線、火災等の列車事故
- (2) 踏切事故
- (3) 鉄道施設の爆破及び爆破予告事件
- (4) 線路への置石等の列車妨害事案
- (5) 列車の運休、遅延等に基づく警備事案
- (6) その他鉄道施設内における事件、事故

## 第6章 補則

(委任)

第24条 この訓令に定めるもののほか、鉄道警察隊の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成3年3月28日本部訓令第7号)

この訓令は、平成3年4月1日から施行する。

附 則 (平成4年7月27日本部訓令第12号抄)

1 この訓令は、平成4年8月1日から施行する。

附 則 (平成5年3月30日本部訓令第8号)

この訓令は、平成5年4月1日から施行する。

附 則 (平成6年10月14日本部訓令第19号)

この訓令は、平成6年11月1日から施行する。

(様式省略)